

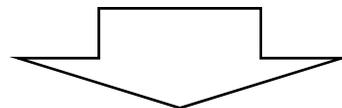
○重要事項 入力画面 ※↓はログインした直後の画面

介護サービス情報報告システム | 福岡県

2025年度 | 手順1 未記入 基本情報 > 手順2 未記入 運営情報 > **手順3 未記入 事業所の特色** > 手順4 未記入 独自項目 > 手順5 記入済 事業所の連絡先 > 手順6 調査票の提出

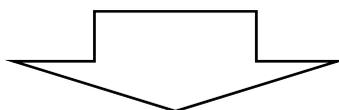
ログアウト | お問い合わせ先 | ヘルプ | ご利用条件

まずはここが2025年度であることをご確認ください。2024年度と表示されている場合は、右上の「ログアウト」から一度ログアウトして、ログインし直す必要があります。



手順3 事業所の特色 任意 現在、情報がありません。

項目	備考	備考を保存する
1 事業所の特色		
備考		備考を保存する



● 法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)

※PDF・Excel・wordファイルのみ
※2MBを超えるファイルはアップロードできません

①ファイルのアップロード

②タイトルの入力
(「重要事項説明書」等、書類のタイトルを入力してください)

ファイル1	ファイル2	ファイル3
ファイルの選択 ファイルが選択されていません	ファイルの選択 ファイルが選択されていません	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
タイトル	タイトル	タイトル

ファイル1~3とありますが、1つアップロードしていれば大丈夫です(3つのファイルに分かれている場合等に3つまでアップロードできるという意味です)。

法人のホームページで公開していない場合は、重要事項説明書をPDF、Excel 又は Word形式でアップロードする必要があります(令和7年度から義務付け)。

ウェブサイトへの掲載が必要となる重要事項(厚生労働省令により令和7年度から義務付け)について、情報公表システムへの掲載を希望される場合は、「手順3:事業所の特色」中の最下部「法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」の「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)」にてアップロードしてください。

- 法人のホームページで重要事項説明書等を既に公開している場合は、情報公表システムへの掲載は不要です。
- タイトルについては、「重要事項説明書」等、書類のタイトルを入力してください。
- 2MB を超えるファイルはアップロードできませんので、超えてしまう場合は、3つに分割しての掲載(ファイル3まで登録できます)、市販のソフトウェア等を使用したPDFファイルの軽量化、Excel や Word ファイルによる掲載又は法人のホームページへの掲載等を検討してください。
- 令和7年度からの義務付けについては、福岡県ホームページに掲載の集団指導資料をご確認ください(居宅介護支援及び地域密着型サービスについては各保険者にお問い合わせください)。